

上砂川町義務教育学校建設基本設計業務プロポーザル参加表明書 及び技術提案書審査要領

(目的)

第1条 この要領は、上砂川町義務教育学校建設基本設計業務の公募型プロポーザルにおいて、参加表明書及び技術提案書の内容の審査を行い、上砂川町義務教育学校建設基本設計業務委託選定審査委員会(以下「委員会」という。)にて評価し、基本設計業務の設計者を特定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(参加表明書の確認)

第2条 教育委員会事務局(以下「事務局」という。)は、参加表明書の提出があった設計事務所について、上砂川町義務教育学校建設基本設計業務参加表明書及び技術提案書評価基準(以下「評価基準」という。)掲げる業務実施上の条件を満たしていることを確認する。

2 事務局は、前項の規定により当該設計事務所が業務実施上の条件を満たしていないと判断した場合は失格とし、当該設計事務所に通知するものとする。

(参加表明書の評価及び選定)

第3条 事務局は、評価基準に基づき、参加表明書に記載された事項について評価を行い、参加表明書評価表別紙1の評価書に記載するものとする。

2 事務局は、前項の規定による参加表明書の評価結果をもとに、技術提案書の提出を要請する設計事務所の選定を行うものとする。

(技術提案書の確認)

第4条 事務局は、設計事務所から提出された技術提案書の記載内容を確認し、必要に応じて、当該設計事務所に内容確認を求める場合がある。

2 前項の内容確認は、技術提案書における匿名性を確保する必要がある場合等に限定するものであり、当該技術提案書を審査及び評価するうえで影響を及ぼす提案内容の変更を行うものでないこととする。

3 第1項の規定による内容確認を求められた設計事務所は、事務局の指定する期日までに、内容確認に対する回答及び訂正を行うものとする。

4 事務局は、第1項の規定による内容確認に対する回答等が第3項の期日までに行われない場合は、当該設計事務所を失格とする場合がある。

(プレゼンテーション及びヒアリングの出席者)

第5条 プレゼンテーション及びヒアリングには、参加表明書に記載のある者のうち、管理技術者及び建築（意匠）主任技術者を含む4名までの出席を認めるものとする。

- 2 事務局は、設計事務所に対して、前項のプレゼンテーション及びヒアリングに出席する者の名簿の提出報告を求めるものとする。
- 3 前項の規定による名簿の提出を求められた設計事務所は、事務局の指定する期日までに、提出報告しなければならない。

(評価、プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

第6条 事務局は、技術提案書評価書別紙2に各社の技術提案書を添えて、審査を担当する委員会の各委員に配布する。

- 2 プレゼンテーションについて、設計事務所は20分程度の範囲内で、技術提案書の補足説明を行うものとする。
- 3 ヒアリングについて、各委員は10分程度の範囲内で、質問を行うことができるものとする。
- 4 各委員は、評価基準に基づき、事務局より配布された別紙2の評価書に評価結果を記入し、ヒアリング終了後事務局に提出する。

(設計者の特定)

第7条 事務局は、各委員から提出された評価書をもとに、評価結果を一覧表に集計し、結果を各委員に配布する。

- 2 委員会は、評価結果一覧表をもとに、評価点合計の高い順に最優秀者と優秀者を特定し、最優秀者を基本設計業務の設計者として特定する。
- 3 委員会は、評価点が最も高い提案者が複数いる場合は、その者を対象に委員による多数決を行い設計者として選定する。
- 4 前項の多数決を行っても設計者を選定できない場合は、委員長が投票した者を設計者として特定する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月15日から施行する。
- 2 この要領は、第7条第2項から第4項の規定による設計者の選定をもってその効力を失う。